

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月20日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第13号

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

新潟市一般職の任期付職員の給与の特例に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第45号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第22条の4第1項の規定により採用された定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。